様式第２号（第２条関係）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担　当　課	子ども家庭相談室
委託業務名	児童虐待防止プログラム（CAP）研修業務委託
委託業務場所	大津市内（保育園、幼稚園、小・中学校）
概　要	保育園児、幼稚園児、小・中学生を対象に、子どもがさまざまな暴力から自分たちの大切な心と体を守るために何ができるかを、子ども自身が考えることができるようにする教育プログラムの実施
契約期間	令和４年５月１６日から令和５年３月３１日まで
契約年月日	令和４年５月１６日
契約金額	１回あたり２３，０００円
契約の相手方	〔所在地〕東近江市八日市松尾町３－１９ 〔名　称〕ＣＡＰ滋賀
契約相手方の選定理由	子どもの暴力防止プログラム研修を行っている団体が、ＮＰＯ法人ＣＡＰセンターＪＡＰＡＮだけであり、大津市で活動しているのはその下部組織であるＣＡＰ滋賀のみであるため。
根拠規定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　１　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

２　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。